

主な重点事業の概要について

- ・ 分科会での審議などを踏まえ、検討している取組（重点事業）の内容について説明し、意見を伺うもの

1 宮っ子ステーション事業の推進

基本施策	生涯にわたる学習活動を促進する
事業の目的・必要性	本市における全ての児童の放課後の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「放課後子ども教室」と既存の「子どもの家」を同一の運営組織が一体的に実施することを目標としながら、放課後における子どもの居場所の設定および体験活動、交流活動事業を行う。 ○地域の大人たちのもつ多様な専門性や経験、技能などを生かして、子どもたちへの体験活動などの機会を提供する。 ○乳幼児の遊び場及びその保護者の交流の機会を提供する。 ○各実施校区における事業運営は、地域等による「宮っ子ステーション運営組織」への委託により実施する。 ○活動拠点施設を整備する。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月～ 放課後子ども教室実施校立ち上げ、実施組織への委託 順次、実施校を拡大し、平成28年度を目途に全小学校区での実施を目指す。

事業イメージ

運営主体：子どもの家運営組織

活動場所：子どもの家施設

【乳幼児と保護者の交流事業】

- ・平日午前中乳幼児とその保護者の交流事業を実施

【留守家庭児童対策事業】

- ・平日放課後と土曜、3年生までの児童を対象とした、留守家庭児童対策事業
- ・保護者負担あり

土曜日を中心とした、全児童対策事業

可能なところから移行

運営主体：宮っ子ステーション運営組織

コーディネーター

活動場所：子どもの家施設

【乳幼児と保護者の交流事業】

- ・平日の午前中に指導員が従来どおり実施
- ・家庭教育支援の場としても活用する

【留守家庭児童対策事業】

- ・平日と土曜、原則3年生までの児童に対し家庭生活の場を確保することを目的に実施
- ・指導員がこれまでどおり実施
- ・保護者負担あり

活動場所：特別教室等学校施設

【放課後子ども教室（新・全児童対策事業）】

- ・平日放課後等に、全児童の希望者に対し、地域の大人がボランティアで安全管理員や活動アドバイザーとなり、体験活動や学習支援活動等を実施
- ・参加費無料

運営組織の移行

- ・「子どもの家事業」の運営組織から、「子どもの家事業」と「放課後子ども教室事業」を実施する運営組織に移行する。
- ・運営組織の委員としてコーディネーターを加える。
- ・状況に応じて、運営組織の委員構成の見直しを行う。

コーディネーターの主な役割

- ・各組織における「子どもの家」と「放課後子ども教室」双方の事業の調整
- ・学校、地域の各種団体、行政との連絡調整
- ・安全管理員や活動アドバイザーの確保と配置
- ・活動メニューの企画、事業計画の作成
- ・事業の周知、参加希望児童のとりまとめ

※留守家庭児童会（H19:23ヶ所）は、できるところから順次子どもの家に移行中

※宮っ子ステーションの形態には、「子どもの家と放課後子ども教室」のほかに、「留守家庭児童会と放課後子ども教室」のパターンもある。

2 小中一貫教育の推進

基本施策	信頼される学校教育を推進する
事業の目的・必要性	全ての児童生徒が学力を向上させ、学校生活へ適応できるよう、9年間を見通した発達段階に応じた系統的な指導を可能とする小中一貫教育を推進する。
事業の全体概要	<p>①小中一貫教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・教育内容, 指導方法の見直し・教職員の異動システム構築 <p>②小中一貫地域学校園の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・地域学校園の整備・地域学校園運営協議会の設置(地域内の教育機関, 人的物的の教育資源との連携) <p>③9年制教育学校(施設一体型小中一貫校)の設置</p>
スケジュール	平成19年度 学校教育制度基本計画策定 平成20年度～ カリキュラム開発, 人事異動システム開発等小中一貫教育推進に係る準備開始
事業イメージ	別紙1「小中一貫教育制度のイメージ」 別紙2「地域学校園イメージ」

宇都宮市 小中一貫教育制度イメージ

小中一貫教育の
期待される成果

9年間を一体的にとらえた教育内容・指導方法により、一層、学力や体力などが向上します。

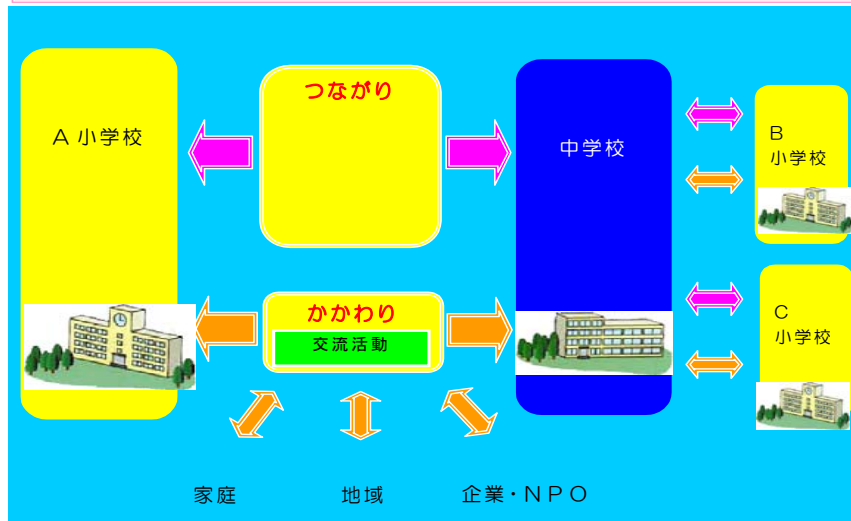


小中学校の子どもの発達に応じた指導により、一層、学習や学校生活に適応します。



さまざまな人とのかかわりにより、社会性や豊かな人間性を十分に育みます。

小中9年間を通し、「つながり」「かかわり」の中で学び育つ 宮っ子



25 地域学校園

小中一貫教育の展開

小中一貫教育の目指すもの

【教育内容のつながり】

- 小中学校の教育内容の重なりをなくした、より児童生徒の実態に合った国語や算数・数学の授業により、児童生徒が無理なく小中学校9年間の内容を学べるようにします。
- 子どもの成長に応じた自然体験や社会体験などを位置付けた道徳教育を展開することで、豊かな心を育みます。
- 小学校に会話科を導入し、日本語と英語による相乗的なコミュニケーション力育成と中学校英語との接続を円滑にし、学力の向上を図ります。

【指導方法のつながり】

- 中学校で実施されている教科担任制を小学校5年生から取り入れ、専門的な指導により、確かな学力や体力を身に付けられるようにします。
- 小学校の教員のきめ細かな指導を中学校に、中学校の教員の専門的な指導を小学校で展開することにより、基礎基本の確実な定着と子どもの「よさ」を伸ばできるようにします。



【教員の指導観のつながり】

- 全市において小中学校教員の人事交流を推進し、教員一人一人が、9年間を見通して指導できる資質を磨き、小中学校共通の指導観に基づいた充実した教育活動ができるようにします。
- 小学校の教員が、同じ地域の中学校へ異動するなどして、中学校に入学した子どもへ学校生活に関するアドバイスをするなど、適応支援ができるようにします。

【交流活動でのかかわり】

- 同じ地域内にある小学校間、また中学校の交流活動推進により、小中学生が互いにかかわれるようにし、社会性や思いやり、リーダー性などを体験を通して身に付けることができるようにします。

【家庭や地域、企業等とのかかわり】

- 地域の教育資源を十分に活用し、家庭や地域と積極的にかかわりながら、学習の内容を深めたり広めたりできるようにします。
- 企業・NPOの教育への参画を促進するなどして、企業・NPOとのかかわりを深め、「働くことの意義」について学べるようにします。

主に ○学習指導 ●学校生活適応 の内容

小中一貫教育における 地域学校園イメージ

期待される成果

地域の実情や子どもの実態に応じた教育内容・指導方法を開発することで、一層の学力向上や学校生活適応を図ります。

地域の人とかかわる活動を豊富に取り入れることにより、地域を愛する心、社会性などの豊かな人間性を十分に育みます。

地域学校園イメージ

宇都宮市は、市域が広大であるため、地域ごとに、地理や歴史、産業等において、様々な特色があります。このような特色を本市小中一貫教育の中に十分に活かしていきます。

このため本市においては、中学校学区を中心とした25地域に分け、人や物、施設などを活用しながら、地域の実情に応じた最適な教育を展開します。

この中学校学区を中心とした25地域が「地域学校園」です。

本市における地域学校園



地域学校園ごとの取組

地域学校園イメージ図

(1) 教育内容開発

- 各種調査結果や地域環境を生かすなどして、地域の特性に応じた教育内容を開発します。
- 小中の教員などによる地域の英知を生かした共同カリキュラム開発により、多様で特色ある教育活動による基礎基本の着実な定着、学びの継続性を確保します。

(2) 指導方法開発

- 地域人材の教育への参画や地域教育機関の有効活用など、地域の実情に応じた指導方法を開発します。

(3) 情報交換会実施（学力向上や学校生活適応）

- 小中学校の教員が、子どもの学習に係るつまずきの分析や課題解決のための方策を検討し、学力向上を図ります。
- 小中学校の教員と特別支援教育担当者、スクールカウンセラーが、子どもの悩みや問題の解決にむけた協議をし、学校生活適応を図ります。

(4) 小中学校教員人事交流

- 地域学校園内における小中学校教員の異動により、中学校1年生の適応支援を図るとともに、小中学校の教員が共通の指導観をもつことができるようにします。

(5) 地域内教育機関等との連携

- 小中学校を核として、地域学校園にある教育機関とネットワーク（地域学校園ネットワーク）をつくり、学校規模によらない教育力の維持と他教育機関との連携協力による指導体制を充実させます。



地域学校園ネットワーク

(5) 地域内教育機関連携

幼稚園等

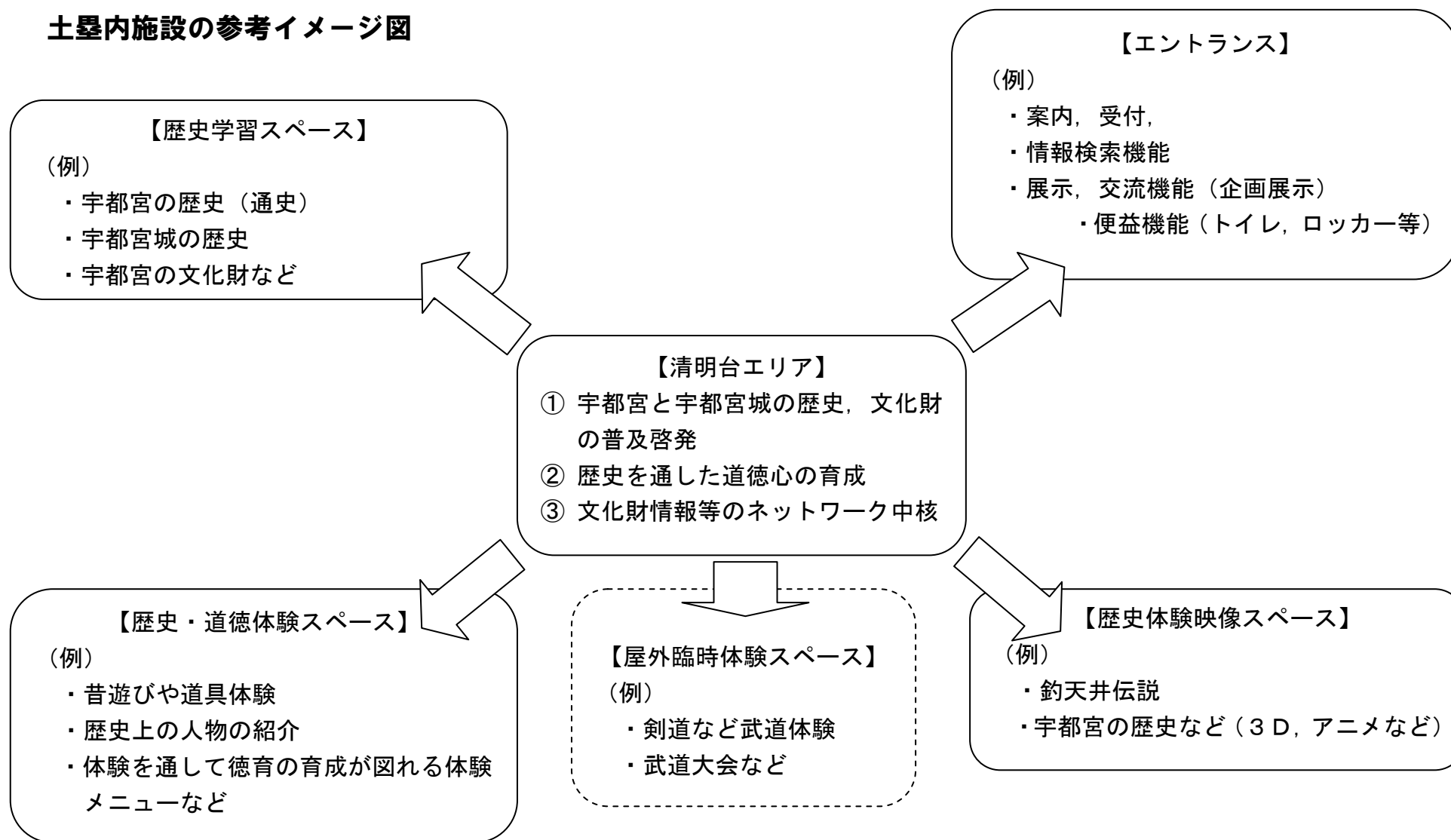
大学、博物館等

企業等

3 宇都宮城址公園歴史体験学習施設の整備活用

基本施策	個性的な市民文化・都市文化を創造する
事業の目的・必要性	本市の歴史や宇都宮城の歴史を分かりやすく伝え、文化財の普及啓発を行うとともに、歴史を通して道徳心を育成するための教育的機能としても整備・活用する。また、本市内に点在する文化財の展示・公開の中核施設としての機能を導入し、情報・物・人の交流を図るためのネットワークの構築を図る。
事業の全体概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇都宮城址公園土塁内施設(清明館エリア・宇都宮城址公園歴史体験学習施設)の整備・活用のための整備 <ul style="list-style-type: none"> ・展示機能:歴史学習機能(通史, 宇都宮城の歴史, 主な文化財の展示・解説) ・体験機能:体験学習機能(歴史上の人物紹介・昔の道具や遊び体験を通じた徳育の学習) ○ 宇都宮歴史・文化財活用ネットワークの中核施設としての整備 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承と発表の場(文化財解説ボランティアの養成と解説・案内も含む) ・文化財の保存と公開の場(指定文化財や各地域の文化財を紹介する企画展など) ・歴史と文化財を調べたり、情報発信していく場(情報検索や、企画展示など)
スケジュール	<p>平成19年度～ 宇都宮城址公園土塁内施設整備の検討 土塁内施設提案競技募集要項の決定</p> <p>平成20年度 事業者公募・決定, 模型等制作,</p> <p>平成21年度 内装・設置工事 年度末 供用開始</p>
事業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮城址公園土塁内施設(清明館エリア・宇都宮城址公園歴史体験学習施設)の整備 ⇒エントランス:案内, 受付, 文化財情報検索, 伝統文化展示・交流など ⇒歴史体験映像スペース:釣天井伝説や宇都宮の歴史などの映像紹介 ⇒歴史学習スペース:宇都宮と宇都宮城の歴史, 文化財等の紹介, 展示(実物, 模型, 映像など) ⇒歴史・体験学習スペース:昔遊びや道具の体験, 歴史上の人物紹介, 論語素読など ⇒屋外の臨時体験スペース:剣道等, 武道の模範演技, 体験, 大会の開催など

土塁内施設の参考イメージ図

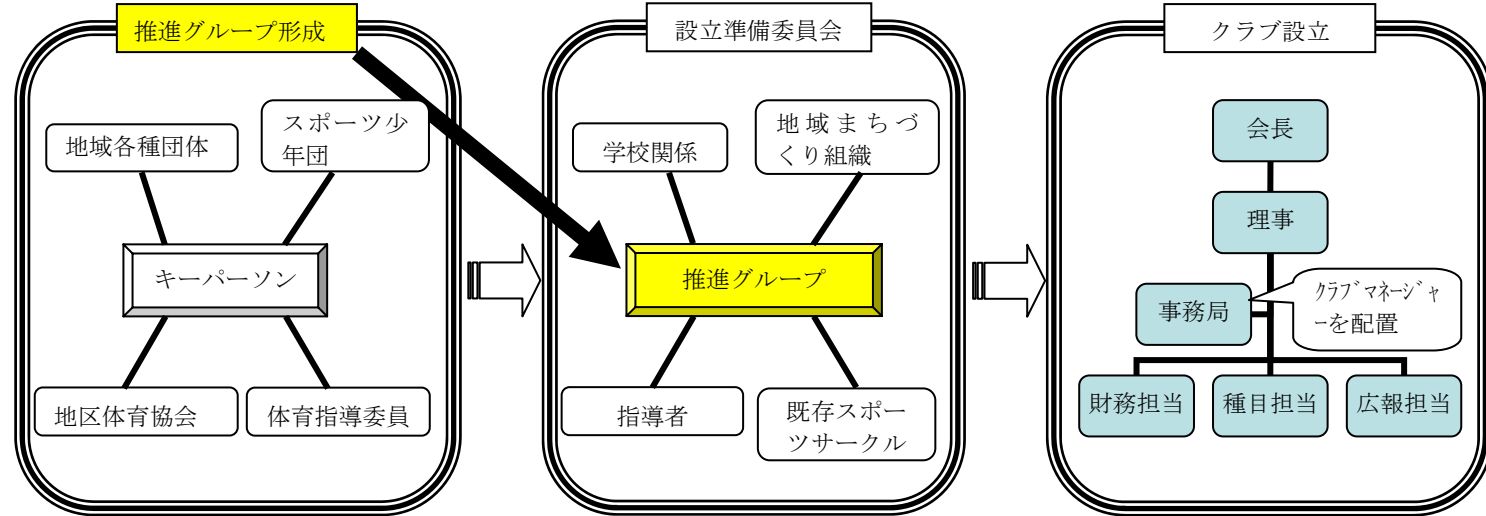


4 地域スポーツクラブの育成

基本施策	生涯にわたるスポーツ活動を促進する
事業の目的・必要性	誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現し、市民の健康づくりや生きがいがづくりに寄与するため、地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブの設立、運営を支援する。
事業の全体概要	<p>平成26年度までに、中学校単位を基本に市内に25か所に地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブを設立する。</p> <p>【地域スポーツクラブの概要】</p> <p>種目数……………2種目以上</p> <p>会員数……………100人以上</p> <p>【地域スポーツクラブへの支援内容】</p> <p>① 設立、運営に係る財政的な補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ設立準備段階の補助(2年間) ⇒ 1年目:130万円, 2年目:70万円 ・ クラブ設立後の運営、活動への補助(5年間) <p>② 活動場所の確保に向けた支援</p> <p>③ 設立、運営に係る助言</p>
スケジュール	<p>平成20年度 設立準備組織立ち上げ……………4か所</p> <p>平成21年度 新規クラブ設立(4か所=既存クラブと合わせ6ヶ所)</p> <p>前期終了時(平成24年度)に18箇所のクラブ設立</p>

事業イメージ

《設立から運営までの流れ》



【地域】

- ・ 地域内のスポーツクラブ設立の必要性について合意形成
⇒設立準備委員会立ち上げに向けた協議

【行政】

- ・ 推進グループへの事業説明
- ・ 地域まちづくり組織との連携

【地域】

- ・ 活動種目、活動場所、会費、組織、規約、収支計画などを検討

【行政】

- ・ 補助金交付（2年間）
- ・ 各種助言、情報提供
- ・ 活動場所確保に向けた支援

【地域】

- ・ クラブの運営（教室開催、予算管理、会員ニーズ把握など）
⇒クラブマネージャーを中心に運営

【行政】

- ・ 補助金交付（5年間）
- ・ 各種助言、情報提供

5 青少年の自立支援に関する総合相談事業

基本施策	健全な青少年を育成する
事業の目的・必要性	<p>少子化，核家族化が進行し，人々のライフスタイルや価値観が多様化しているなか，青少年においても様々な生き方が選択できる時代となり，いわゆる「ニート」やフリーターと呼ばれる者の増加が社会問題となっている。加えて，コミュニケーション力が低下している青少年も増加している。</p> <p>いわゆる「ニート」やフリーターの増加は，労働力の減少や税収・社会保障制度への影響など様々な問題に影響を及ぼすものと懸念されている。</p> <p>こうしたことから，今後の宇都宮市を支える青少年を育てていくため，ニートをはじめとした社会的自立性を欠く青少年に対して，経済的・社会的・精神的自立に向けた支援事業の推進方策を検討する必要がある。</p>
事業の全体概要	<p>青少年の社会的・精神的自立に関する問題についての相談を総合的に扱う窓口として，「(仮称) 青少年自立支援センター」(現：少年補導センター) 内に「青少年の自立支援に関する総合相談窓口」を開設する。相談員として，専門的な知識や経験を有する嘱託職員(心理士，職業カウンセラー等)を配置し，窓口(来所・電話)による相談のほか，要望があれば，必要に応じて自宅等の訪問による相談も行う。また，関係機関(国，県，NPO等)との連携を密にし，内容に応じて適切な相談機関の紹介や案内をする。</p>
スケジュール	平成20年4月1日 青少年自立支援センター開所 青少年の自立支援に関する総合相談窓口開設

